解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十一月二十八日多摩市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月六日

東京都多摩市諏訪二丁目二番地C棟管理事務室　諏訪2丁目住宅マンション建替組合

代表清算人　加藤　輝雄

第八十九期決算公告

平成二十六年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	二、七一〇、六五四、九〇一	流動負債	四五四、七五六、五五三
固定資産	六、五七〇、六二六、七四三	固定負債	二、二四九、七一六、八六五
資産合計	九、二八一、二八一、六四四	株主資本	六、五七六、八〇八、二二六
		資本金	五二、八〇〇、〇〇〇
		資本剰余金	二五、五八一、三三二
		利益剰余金	六、四九八、四二六、八九四
		（うち当期純利益）	（八五、〇三一、九九七）
		負債・純資産合計	九、二八一、二八一、六四四

平成二十七年一月六日

東京都港区南麻布四丁目一番一二号

磯野不動産株式会社

取締役社長　磯野　計一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市奥野谷六三一二番地七八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松井　康浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二三号カナザワビル五階

相続財産管理人　弁護士　武田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常陸太田市小目町一六〇番地一、最後の住所茨城県常陸太田市小目町一六〇番地の一

被相続人　亡　吉田　俊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市島野町一〇三一番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤キクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

群馬県高崎市浜尻町二六番地二〇

相続財産管理人　弁護士　田島　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市安中三丁目五四〇番地、最後の住所群馬県安中市安中三丁目二四番一八号

被相続人　亡　稲場　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

事務所群馬県高崎市昭和町二二四―一アー

ツビル二階　ぐんま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　門馬　義昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市江川六三二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小川　一豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区光音寺町一丁目八二番地、最後の住所千葉県船橋市八木が谷一丁目四二番一二号

被相続人　亡　山下　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

事務所千葉県市川市南八幡四―五―二〇　エムワイビル五A　アライズ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県安房郡丸山町宮下二五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野口　たま

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

事務所千葉県鴨川市横渚一〇六七番地三　かめやビル一　三階C号室　鴨川ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡本　吉平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市本町三丁目一九番地、最後の住所北海道留萌市住之江町一丁目八三番地

被相続人　亡　益田　正久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇MTビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松木　弓子（登録姓　深谷）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森中一丁目一四二番地、最後の住所東京都八王子市西寺方町三〇三番地山水園

被相続人　亡　小林　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月六日

東京都新宿区新宿一―二六―一長田屋ビル五階TOKYO大樹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井堀　哲

第34期決算公告

平成27年1月6日

埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫433番地11

株式会社新和製作所

代表取締役　髙井　章

貸借対照表の要旨

（平成26年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	411,794	流動負債	227,003
固定資産	153,608	固定負債	134,912
		株主資本	203,490
		資本金	22,000
		利益剰余金	181,490
		利益準備金	5,500
		その他利益剰余金	175,990
		（うち当期純利益）	（13,287）
		評価・換算差額等	△3
		その他有価証券評価差額金	△3
資産合計	565,402	負債・純資産合計	565,402